

寒川町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 23 日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町条例第7号

### 寒川町介護保険条例の一部を改正する条例

第6条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「24,540円」を「24,900円」に改め、同条第2号中「24,540円」を「34,860円」に改め、同条第3号中「次のア又はイに掲げる者の区分に応じ当該ア又はイに定める額」を「37,350円」に改め、同号ア及びイを削り、同条第4号中「次のア又はイに掲げる者の区分に応じ当該ア又はイに定める額」を「44,820円」に改め、同号ア及びイを削り、同条第9号中「98,160円」を「99,600円」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「85,890円」を「87,150円」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「73,620円」を「74,700円」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「61,350円」を「62,250円」に改め、同号イ中「第8号イ」を「第9号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「56,440円」を「57,270円」に改め、同号イ中「第7号イ又は第8号イ」を「第8号イ又は第9号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 49,800円

第8条第3項中「又は第6号ロ」を「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、「第6号」を「第9号」に改める。

附則に次の1条を加える。

(医療介護総合確保推進法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第9条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下この条において「医療介護総合確保推進法」という。)第5条の規定による改正後の介護保険法(平成9年法律第123号)第115

条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、平成29年4月1日から行うものとする。

- 2 医療介護総合確保推進法による改正後の介護保険法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、平成29年4月1日から行うものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第6条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。